

熊野市の農地取得に必要な下限面積（別段面積）について

農地法の売買や贈与、貸し借りをするには、農業委員会の許可が必要です。

新たに農地を取得したり、借りる場合は、現在所有している農地の経営状況を確認し、農地が有効活用できるか、耕作面積の必要最小限の面積（別段面積）により農業委員会が審査をしています。

熊野市農業委員会では、平成23年7月8日開催の第27回総会で農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第20条第2項の規定に基づく、熊野市における農地等の権利移動の制限に関する、下限面積の別段の面積の設定・見直しについて検討を行った結果、下記の理由により本年度は別段面積の設定及び修正は行わないこととしました。

別段面積を設定・修正しない理由

農地法第30条に基づく「利用状況調査」「2010農林業センサス」の結果等に基づき検討した結果、該当地域の戸別経営規模・農地の耕作状況等から適切であると判断しましたので、設定及び修正はいたしません。

下限（別段）面積

下限面積	地 区
10アール以上	須野町、甫母町、二木島里町、二木島町 磯崎町、大泊町、木本町
20アール以上	遊木町、新鹿町、波田須町、飛鳥町 五郷町、神川町、育生町、紀和町
30アール以上	井戸町、有馬町
50アール以上	久生屋町、金山町

問い合わせ

熊野市農業委員会事務局
内線 451